

あいち防災アクションプラン

(愛知県地域強靱化計画における県の具体的なアクション項目)



あいち防災アクションプラン 目次

1	あいち防災アクションプランの基本的事項.....	P.1
2	あいち防災アクションプラン アクション項目.....	P.5

1 あいち防災アクションプランの基本的事項

位置づけ

愛知県地域強靱化計画における県の具体的なアクション項目を整理（県の行動計画）

実施期間

2025年度（令和7年度）～2029年度（令和11年度）

施策体系

愛知県地域強靱化計画の目標の実現に向けて7つの「対策の柱」、300の「アクション項目」を設定

進捗管理指標

目標を伴う進捗管理指標125項目を設定

対策の柱

愛知県地域強靱化計画における6つの「対策目標」を踏まえ、対策の柱1から6を設定し、これに加えて、全ての対策目標に跨る県の取組を位置づける対策の柱7を設定

対策の柱 1．直接死を防ぐ

計画における対策目標1「あらゆる自然災害に対し、750万人県民の直接死を最大限防ぐ」に対応する県の取組です。地震動対策、火災対策、津波対策など、直接死を防ぐための取組を実施します。

対策の柱 2．迅速な人命救助を実施するとともに関連死を防止する

計画における対策目標2「救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保することにより、関連死を最大限防ぐ」に対応する県の取組です。

救助・救急活動の体制整備、医療・福祉機能維持、避難生活環境の確保など、救助・救急、医療活動及び避難生活環境の確保等により関連死を最大限防ぐための取組を実施します。

対策の柱 3．必要不可欠な行政機能を確保する

計画における対策目標3「必要不可欠な行政機能を確保する」に対応する県の取組です。

警察機能の維持、県・市町村の行政機能の維持など、災害時に必要不可欠な行政機能を確保するための取組を実施します。

対策の柱 4．経済活動を機能不全に陥らせない

計画における対策目標4「産業首都あいちの経済活動を機能不全に陥らせない」に対応する県の取組です。

企業活動の継続、農業・漁業の維持など、「産業首都あいち」の経済活動を機能不全に陥らせないための取組を実施します。

対策の柱 5．社会インフラの被害軽減と早期復旧を図る

計画における対策目標5「情報通信サービス、電力等ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限にとどめるとともに、早期に復旧させる」に対応する県の取組です。

情報の収集・伝達、電力や燃料の供給停止対策、上下水道施設の機能維持など、社会インフラの被害軽減と早期復旧を図るための取組を実施します。

対策の柱 6．迅速かつ強靱な姿での復興を目指す

計画における対策目標6「社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する」に対応する県の取組です。

復興方針、復興体制の整備、災害対応・復旧復興を支える人材等の確保、災害廃棄物対策、生活再建など、本県が被災した場合に、迅速かつ強靱な姿での復興を目指すための取組を実施します。

対策の柱 7．人材育成・連携・新技術の活用によって地域防災力を高める

計画における全ての対策目標に跨る県の取組です。

リスクコミュニケーション、人材育成、老朽化対策、産学官民・広域連携、デジタル活用など、地域防災力を高める取組を実施します。

(参考) 対策の柱、小分類、アクション項目数

対策の柱	小分類	アクション項目数
1 直接死を防ぐ	1-1 地震動対策	12
	1-2 火災対策	5
	1-3 津波対策	13
	1-4 豪雨・台風、洪水・高潮対策等	14
	1-5 土砂災害等対策	10
2 迅速な人命救助を実施するとともに 関連死を防止する	2-1 救助・救急活動の体制整備	26
	2-2 医療・福祉機能維持	13
	2-3 避難生活環境の確保	18
	2-4 物資・エネルギー対策	5
	2-5 帰宅困難者等対策、観光客の安全確保	5
	2-6 孤立地域対策	4
3 必要不可欠な 行政機能を確保する	3-1 警察機能の維持	9
	3-2 県・市町村の行政機能の維持	25
4 経済活動を機能 不全に陥らせない	4-1 企業活動の継続	10
	4-2 コンビナート等の火災、有害物質等の流出対策	9
	4-3 農業・漁業の維持	6
	4-4 農地・森林等の維持	5
5 社会インフラの被 害軽減と早期復旧 を図る	5-1 情報の収集・伝達	4
	5-2 電力の供給停止対策	5
	5-3 燃料の供給停止対策	4
	5-4 上下水道施設の機能維持	7
	5-5 交通ネットワークの機能維持	12
6 迅速かつ強靱な 姿での復興を目指す	6-1 復興方針、復興体制の整備	4
	6-2 災害対応・復旧復興を支える人材等の確保	3
	6-3 災害廃棄物対策	3
	6-4 生活再建	17
	6-5 広域・長期にわたる浸水対策	2
	6-6 文化財の保護	2
7 人材育成・連 携・新技術の活用に よって地域防災力を 高める	7-1 リスクコミュニケーション	24
	7-2 人材育成	13
	7-3 老朽化対策	2
	7-4 産学官民・広域連携	5
	7-5 デジタル活用等	4

2 あいち防災アクションプラン アクション項目

対策の柱 1	直接死を防ぐ.....	P. 06
対策の柱 2	迅速な人命救助を実施するとともに関連死を防止する.....	P. 15
対策の柱 3	必要不可欠な行政機能を確保する	P. 26
対策の柱 4	経済活動を機能不全に陥らせない	P. 31
対策の柱 5	社会インフラの被害軽減と早期復旧を図る	P. 35
対策の柱 6	迅速かつ強靱な姿での復興を目指す.....	P. 41
対策の柱 7	人材育成・連携・新技術の活用によって地域防災力を高める	P. 46

表記の注意事項

- ※ 複数の対策の柱、小分類に資するアクション項目は、原則として主たる対策の柱、小分類に記載しています。
- ※ ●は進捗管理指標で、2029 年度までの目標を表示しています。目標達成年度が 2029 年度でない指標においては、目標達成年度を [] 内に表示しています。
- ※ 令和 6 年能登半島地震の課題検証を踏まえ、追加・拡充したアクション項目に★を付しています。

対策の柱 1 直接死を防ぐ

計画における対策目標 1「あらゆる自然災害に対し、750 万人県民の直接死を最大限防ぐ」に対応する県の取組です。地震動対策、火災対策、津波対策など、直接死を防ぐための取組を実施します。

(1-1) 地震動対策

<アクション項目>

〔担当局課室等〕

1. 住宅の耐震化の促進★ 住宅の耐震診断や耐震補強設計、耐震改修、除却の補助を行い、耐震化をより一層促進するとともに、住宅の段階的耐震改修や耐震シェルター整備への補助を行い、減災化も促進します。 また、耐震化・減災化について、県民への啓発活動を行います。 なお、2000 年 5 月以前の新耐震基準の木造住宅を含め、耐震化の促進に向けた検討も行います。 ●住宅の耐震化率 91.2%(2020)→95% [2025] ●耐震性が不十分な住宅 約 27 万戸(2020)→概ね解消 [2030]	建築局公共建築部 住宅計画課
2. 建築物の耐震化の促進★ 不特定多数の者や避難に配慮を必要とする者が利用する大規模建築物や、避難路沿道建築物等への耐震診断や耐震改修、除却の補助を行い、耐震化をより一層促進します。 また、建築物の耐震化について所有者等への啓発活動を行います。 <耐震診断義務付け建築物> ●不特定多数の者が利用する大規模建築物等のうち耐震性が不十分なもの 33 棟(2020)→概ね解消 [2025] ●防災上重要な建築物のうち耐震性が不十分なもの 12 棟(2020)→概ね解消 [2025] ●通行障害既存耐震不適格建築物のうち耐震性が不十分なもの 401 棟(2020)→半数解消 [2030]	建築局公共建築部 住宅計画課
3. 超高層建築物等における長周期地震動対策の促進 超高層建築物等は、長周期地震動に共振して大きく揺れることが懸念されるため、既存の超高層建築物等の所有者等に対して自主的な検証及び改修等の措置を促します。	建築局 建築指導課
4. 私立学校施設の耐震化の支援 私立学校の校舎等の耐震化を促進します。	県民文化局 学事振興課 私学振興室

5. 建築物の非構造部材等の耐震対策の促進 市町村や関係団体と連携し、必要な情報提供等を行うことにより、建築物の天井、外装材等の非構造部材とブロック塀等の付属物の耐震対策を促進します。 また、ブロック塀等の除却・改修等の補助を行うとともに、パトロールを実施し、所有者等への啓発活動を行います。	建築局公共建築部 住宅計画課 建築局 建築指導課
6. 県有施設の非構造部材等における適切な維持管理の推進 県有施設の非構造部材等について、必要な技術的支援などを行い、適切な維持管理を推進します。	関係局課室 防災安全局防災部 防災危機管理課 建築局公共建築部 公共建築課
7. 県立学校施設の非構造部材の耐震対策の推進 県立学校施設の天井材、照明器具、内・外装等の非構造部材の耐震対策を推進します。	教育委員会管理部 財務施設課
8. 市町村立学校施設の非構造部材等の耐震対策の促進 市町村立学校施設の体育館等の吊り天井や天井材、照明器具、内・外装等の非構造部材とブロック塀等の付属物の耐震対策を促進します。 ●市町村立学校施設の吊り天井等の耐震対策 小中学校 99.6%(2023)→100%	教育委員会管理部 財務施設課
9. 私立学校施設の非構造部材等の耐震対策の促進 私立学校施設の体育館等の吊り天井や天井材、照明器具、内・外装等の非構造部材とブロック塀等の付属物の耐震対策を促進します。	県民文化局 学事振興課 私学振興室
10. 危険な空き家の除却等への支援 市町村が行う危険な空き家の除却や空家等対策計画の策定を支援します。	建築局公共建築部 住宅計画課
11. 家具等の転倒防止対策の促進 家具固定ボランティアの養成や民間事業者と連携した啓発活動などを通じて、家具等の転倒防止対策を促進します。 ●家具の固定率 58.1%(2023)→65%	防災安全局防災部 防災危機管理課
12. 緊急地震速報受信システムの設置及び活用訓練の実施 各県立特別支援学校において、緊急地震速報受信システム（高度利用緊急地震速報発報端末）を設置し、システムを利用した避難訓練を実施します。 聴覚障害を対象とする聾学校においては、緊急地震速報を視覚によって伝達するパトライト型の緊急通報装置活用した避難訓練を実施します。 また、各県立高等学校への緊急地震速報受信システムの設置について検討します。	教育委員会教育部 保健体育課

(1-2) 火災対策

<アクション項目>

[担当局課室等]

1. 災害に強い街づくりを支える土地区画整理事業の促進 空洞化が進行する中心市街地や都市基盤が脆弱で整備が必要な地区などにおいて、避難・延焼遮断空間となる道路・公園等のオープンスペースを確保し、防災性の向上に寄与する土地区画整理事業を推進します。 ●170ha	都市・交通局 都市基盤部 都市整備課
2. 市街化区域内の公園緑地整備の推進 火災被害の拡大を防ぐためのオープンスペースを確保するため、市街化区域内の公園緑地整備を推進します。	都市・交通局 都市基盤部 公園緑地課
3. 感震ブレーカーの普及啓発等 関係団体・企業・行政機関と連携し、住宅用火災警報器や防災品、住宅用消火器、感震ブレーカー等の普及啓発を行い、地震発生時の住宅火災発生の抑制を図ります。	防災安全局防災部 消防保安課
4. 耐震性貯水槽始め市町村消防水利確保の支援 市町村における消防力の強化を促進するため、耐震性貯水槽の整備を支援します。	防災安全局防災部 災害対策課
5. 消防職員・消防団員の教育内容の充実強化 名古屋市との共同設置による新たな消防学校において、街区消火訓練場等の施設及び資機材の整備を推進し、全県一貫した教育訓練による県内消防力の強化を目指します。	防災安全局防災部 消防保安課

(1-3) 津波対策

<アクション項目>

[担当局課室等]

1. 市町村浸水・津波避難計画の実効性の確保 市町村の津波避難計画見直しに係る助言を行います。	防災安全局防災部 災害対策課
2. 浸水・津波避難訓練の実施 地域住民の浸水・津波避難意識向上や避難の実効性の確保のため、浸水・津波避難訓練を実施します。また、沿岸住民等の早期避難の意識付けがなされるよう、市町村における津波避難訓練の実施を促進します。 ●本県被害予測調査※において浸水・津波の被害が想定される市町村のうち、 浸水・津波避難訓練を毎年度実施している市町村数 19市町村(2023)→該当市町村全て(27市町村) ※本県被害予測調査：愛知県東海地震・東南海地震・南海地震等被害予測調査(2014年5月公表)(以下同様)	防災安全局防災部 災害対策課

3. 市町村地震対策事業の促進 市町村が行う地震対策事業に対して、南海トラフ地震等対策事業費補助金により、その経費の助成を行います。	防災安全局防災部 災害対策課
4. 地区レベルの防災性向上の促進 市町村に対して、都市防災総合推進事業の支援対象事業や事例について周知し、防災上危険な市街地における地区レベルの防災性向上を促進します。	都市・交通局 都市基盤部 都市計画課
5. 津波災害警戒区域内の避難促進施設（要配慮者利用施設）における避難確保計画の作成等の促進 「津波防災地域づくりに関する法律」に基づき指定した津波災害警戒区域において、市町村の地域防災計画に定められた避難促進施設（要配慮者利用施設）における避難確保計画の作成等を促進します。	関係局課室 防災安全局防災部 防災危機管理課 災害対策課 建設局 河川課
6. 河川・海岸堤防の耐震化等の推進 津波等により浸水することを防ぐため、堤防等の耐震化を推進します。また、津波が堤防を越えた場合にも流失しにくくするため、粘り強い構造への強化等を推進します。 ●河川堤防の耐震化 9.0km ●建設海岸堤防の耐震化 5.1km	建設局 河川課
7. 港湾・漁港の海岸堤防の耐震化等の推進 津波等により浸水することを防ぐため、堤防等の耐震化を推進します。また、津波が堤防を越えた場合にも流失しにくくするため、粘り強い構造への強化等を推進します。 ●港湾海岸堤防の耐震化 1.9km ●漁港海岸堤防の耐震化 1.4km	都市・交通局 港湾課
8. 農地海岸堤防の耐震化等の推進 津波等により浸水することを防ぐため、堤防等の耐震化を推進します。また、津波が堤防を越えた場合にも流失しにくくするため、粘り強い構造への強化等を推進します。 ●農地海岸堤防の耐震化等 1.3km	農林基盤局農地部 農地整備課
9. 河川・海岸水門等の自動閉鎖化・遠隔操作化の推進 津波到達時間が短く、津波到達までに操作員の退避ができない施設において、自動閉鎖化や遠隔操作化を進めます。 ●河川の水門等の自動閉鎖化・遠隔操作化 7 施設／11 施設 ●建設海岸の水門等の自動閉鎖化・遠隔操作化 6 施設／7 施設 ●港湾海岸の水門等の自動閉鎖化・遠隔操作化 2 施設／2 施設 （完了する数量／工事・設計を実施する数量）	建設局 河川課 都市・交通局 港湾課

10. 農地海岸樋門の遠隔操作化 緊急時に海岸樋門を安全に閉鎖できるよう、遠隔操作化を行い適切に維持管理します。 ●海岸樋門 2箇所	農林基盤局農地部 農地計画課
11. 河川・海岸の水門・排水機場等の耐震化の推進 河川の河口部や海岸にある水閘門等が、地震後も操作が可能となるよう耐震補強等を推進します。また、排水機場については、地震後の地域の排水機能を確保するため耐震補強を推進します。 ●河川の水門・排水機場等の耐震化 7施設／17施設 ●建設海岸の水門等の耐震化 8施設／9施設 ●港湾海岸の水門等の耐震化 6施設／11施設 ●漁港海岸の水門等の耐震化 9施設／11施設 (完了する数量／工事・設計を実施する数量)	建設局 河川課 都市・交通局 港湾課
12. 浸水・津波に対する避難施設等の確保の促進 市町村における避難場所の確保や避難路の設置、津波避難ビルの指定、避難場所などへの避難誘導標識等の設置を促進します。また、沿岸部の高い場所にある道路区域の活用のための調整・国への働きかけを行います。 ●津波避難ビル等を指定している市町村 該当市町村全て(27市町村)	防災安全局防災部 災害対策課
13. 南海トラフ地震臨時情報の理解促進 南海トラフ地震臨時情報に関する正しい知識をもち、日頃から地震への備えに取り組むことができるよう、周知啓発を行います。 ●南海トラフ地震臨時情報の認知度 23.1%(2023)→100%	防災安全局防災部 防災危機管理課

(1-4) 豪雨・台風、洪水・高潮対策等

<アクション項目>

[担当局課室等]

1. 気候変動を踏まえた治水計画の推進 現行の「河川整備基本方針」、「河川整備計画」について、気候変動を踏まえた見直しを検討します。	建設局 河川課
2. 流域治水に基づく河川改修の推進 風水害から県民の生命と財産を守るため、築堤・河道掘削等の河川改修を推進します。 ●河川の整備延長（築堤・護岸、河道掘削）19.4km ●河川堤防の強化 3.6km	建設局 河川課

3. 特定都市河川流域での取組の促進 都市化された宅地等の面積増加に伴う雨水流出による浸水被害を防止・軽減するため、貯留浸透施設整備への補助を行い、整備を促進します。	建設局 河川課
4. 立地適正化計画策定の促進 災害に強いまちづくりをコンパクトプラスネットワークの形成と合わせて促進するため、立地適正化計画が未策定である県内市町村に対して、策定支援を行います。 ●新規策定件数 1 市町村／年	都市・交通局 都市基盤部 都市計画課
5. 放水路及び遊水地等の整備 風水害による浸水を防ぐため、放水路や遊水地等の整備を推進します。 ●放水路及び遊水地等の完成 6 施設 ●放水路及び遊水地等の整備推進 6 施設	建設局 河川課
6. 緊急的な一連区間の河道浚渫 氾濫発生の高危険性の高い一連区間の浚渫・樹木伐採を計画的に推進します。 ●計画浚渫土量 27 万 m³	建設局 河川課
7. 気候変動を踏まえた高潮計画の推進 気候変動を踏まえた海岸保全のあり方提言（2020 年 7 月）の内容を踏まえた国の新たな「海岸保全基本方針」に基づき、三河湾・伊勢湾沿岸及び遠州灘沿岸の海岸保全基本計画を変更します。 ●計画の変更 [2025]	建設局 河川課 都市・交通局 港湾課 農林基盤局農地部 農地整備課
8. 河川・海岸の高潮対策の推進 海岸保全施設は三河湾・伊勢湾沿岸及び遠州灘沿岸の海岸保全基本計画の変更に合わせて、河口部の河川施設は、河川整備計画に基づく高潮対策を進めます。 河川・海岸堤防のかさ上げとともに、遊水池や排水機場の整備を推進します。 ●河川堤防の高潮対策 8.4km ●建設海岸堤防の高潮対策 0.6km	建設局 河川課 都市・交通局 港湾課
9. 浸水想定区域内の要配慮者利用施設における避難確保計画の作成等の促進 「水防法」に基づき指定した浸水想定区域（洪水浸水想定区域、雨水出水浸水想定区域、高潮浸水想定区域）において、市町村の地域防災計画に定められた要配慮者利用施設における避難確保計画の作成等を促進します。	関係局課室 防災安全局防災部 防災危機管理課 災害対策課 建設局 河川課 上下水道課 指導管理室

10. 排水機場における施設管理の高度化の推進 排水機場の初動強化、操作員の安全確保のため遠方監視や遠隔操作化へ向けて、実践的取組を実施します。	建設局 河川課
11. 農業用ため池の耐震診断の実施 決壊による水害その他の災害によりその周辺の区域に被害を及ぼすおそれのある農業用ため池について、耐震診断を実施します。 ●61 箇所	農林基盤局農地部 農地計画課
12. 農業用ため池の整備 決壊による水害その他の災害によりその周辺の区域に被害を及ぼすおそれのある農業用ため池について、耐震対策、豪雨対策及び老朽化対策を推進します。 ●65 箇所	農林基盤局農地部 農地整備課
13. 農業用排水機場の整備 異常気象等の発生による浸水の防止及び地震後の地域の排水機能確保のため、農業用排水機場の耐震化や更新整備を推進します。 ●30 箇所	農林基盤局農地部 農地整備課
14. 住宅・建築物の瓦屋根の耐風対策の促進 住宅・建築物の瓦屋根の耐風診断、耐風改修の補助を行い、耐風対策を促進します。 また、耐風対策について所有者等への啓発活動を行います。	建築局公共建築部 住宅計画課

(1-5) 土砂災害等対策

<アクション項目>

〔担当局課室等〕

1. 土砂災害防止法に基づく基礎調査の推進 地震及び風水害により発生する土砂災害の危険がある区域を明らかにするため、土砂災害警戒区域等の指定に必要な基礎調査を推進します。 ●土砂災害防止法に基づく基礎調査箇所数 0 箇所(2024)→6,240 箇所	建設局 砂防課
2. 土砂災害危険箇所の施設整備の推進 地震及び、風水害により発生する土砂災害を防止するため、急傾斜地崩壊防止施設等の施設整備及び、土砂・洪水氾濫対策施設等の整備を推進します。 ●土砂災害危険箇所の施設整備箇所数※ 904 箇所(2024)→987 箇所 ※施設整備箇所数：土石流対策施設、急傾斜地崩壊防止施設、地すべり防止施設の箇所数の合計	建設局 砂防課

3. 住宅・建築物の土砂災害対策の促進 住宅・建築物の土砂災害対策改修等の補助を行い、土砂災害対策を促進します。 また、土砂災害対策について所有者等への啓発活動を行います。	建築局公共建築部 住宅計画課
4. 土砂災害発生時における関係機関の連携の強化 土砂災害時に連携すべき関係機関が参集して連絡調整を図り、総合的な土砂災害対策を推進するため、毎年出水期を迎える前に愛知県総合土砂災害対策推進連絡会を開催します。	建設局 砂防課
5. 土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設における避難確保計画の作成等の支援 「土砂災害防止法」に基づき指定した土砂災害警戒区域において、市町村の地域防災計画に定められた要配慮者利用施設における避難確保計画の作成を促進するため、市町村を支援します。	建設局 砂防課
6. 土砂災害防災情報提供の充実 地震及び風水害により発生する土砂災害に対する警戒避難活動を支援するため、土砂災害監視システムの維持を適切に行います。	建設局 砂防課
7. 盛土等に伴う災害防止 盛土等に伴う土砂災害を防止するため、盛土規制法に基づく規制区域の指定を行い、規制区域内において行われる盛土等に対し、許可及び検査を適切に行います。また、既存盛土等の分布状況の把握、応急対策の必要性判断、安全性把握調査の優先度評価等を行います。 ●既存盛土等調査における安全性把握調査の優先度評価の実施率 100%	都市・交通局 都市計画課 盛土対策室
8. 大規模盛土造成地における宅地の耐震化の促進 大規模盛土造成地における宅地の耐震化を促進します。 ●大規模盛土造成地の安全性把握調査着手率 100%	建築局 建築指導課
9. 山地災害対策の推進 森林の維持造成を通じて、山地に起因する災害から県民の生命、財産を保全し、安全で安心できる豊かな暮らしの実現を図るため、重要な保全対象について治山施設の整備を推進します。 ●治山施設の整備による山村地域の防災・減災対策面積 2,000ha (2025 年度改定予定)	農林基盤局林務部 森林保全課

10. 亜炭鉱跡地対策の促進 亜炭鉱跡の実態を把握するための調査及びそれに伴い必要となる充填工事を一体的に行う事業の実施について、国に働きかけを行います。 ●国への要請 1回以上／年	経済産業局産業部 産業振興課
---	---------------------------

対策の柱2 迅速な人命救助を実施するとともに関連死を防止する

計画における対策目標2「救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保することにより、関連死を最大限防ぐ」に対応する県の取組です。

救助・救急活動の体制整備、医療・福祉機能維持、避難生活環境の確保など、救助・救急、医療活動及び避難生活環境の確保等により関連死を最大限防ぐための取組を実施します。

(2-1) 救助・救急活動の体制整備

<アクション項目>

[担当部局課室等]

1. 愛知県基幹的広域防災拠点の整備 大規模災害時に、全国からの応援人員や物資を円滑に受け入れ、被災現場や地域の防災拠点に迅速かつ的確に供給する「愛知県基幹的広域防災拠点」の整備を推進します。 ●第1期として消防学校を、第2期として防災公園をそれぞれ整備 ・第1期（消防学校） [2028] ・第2期（防災公園） [2029 上半期]	防災安全局防災部 防災危機管理課 防災拠点推進室
2. 基幹的広域防災拠点の整備の促進 中部圏の基幹的広域防災拠点の整備を促進します。	防災安全局防災部 防災危機管理課 防災拠点推進室
3. 緊急消防援助隊の受援体制の強化 南海トラフ地震等の大規模地震発生時に緊急消防援助隊を円滑に受け入れるため整備する「愛知県基幹的広域防災拠点」の運用開始に合わせ、「愛知県緊急消防援助隊受援計画」を見直し、計画にもとづく受援訓練を実施するとともに、活動拠点に、各部隊の活動に必要な環境を整えるなど、受援体制の強化を図ります。	防災安全局防災部 消防保安課
4. 救助活動を行う県内消防本部職員の災害対応力の強化 災害時に救助・救急活動を行う県内消防本部の指揮隊、救助隊、救急隊の隊員に対し、外傷・災害対応講習を実施して災害対応力を強化します。 ●外傷・災害対応講習の受講者 100人／年	防災安全局防災部 消防保安課
5. 救出救助資機材等の整備の推進 被災者等の救出救助活動及び行方不明者の捜索活動用資機材の整備・更新・高度化を推進します。	警察本部 警備第二課
6. 救出救助を担う機関との連携強化 災害時に救出救助活動を担う各機関との防災訓練や平常時からの顔の見える関係づくりを通じて、救出救助機関相互の一層の連携強化を図ります。	防災安全局防災部 災害対策課
7. 県警察災害警備訓練の実施 県警察災害警備訓練を実施します。	警察本部 警備第二課

8. 警察災害派遣隊の受援体制の整備 他の都道府県警察から応援派遣される警察災害派遣隊（広域緊急援助隊を含む。）の受援運用計画を策定し、図上訓練等を実施することにより実効性を検証します。	警察本部 警備第二課
9. 防災活動拠点の見直し、確保 災害時における拠点指揮運用機能を確保するとともに、緊急消防援助隊、自衛隊等のベースキャンプ用地や、支援物資の受け入れ、県内全域への供給に必要な物資ターミナルを設けることにより県内全域の災害応急活動を後方支援する「愛知県基幹的広域防災拠点」の整備をはじめ、愛知県受援計画に基づき、南海トラフ地震等の大規模地震発生時に応援部隊や物資の広域的な応援を受け入れるため、防災拠点の確保を図ります。	防災安全局防災部 防災危機管理課 防災拠点推進室 災害対策課
10. 消防学校の機能の拡充強化 愛知県基幹的広域防災拠点の中核施設である新たな消防学校において、消防職員・消防団員の技能の向上を図り、消防防災力を強化するため、震災訓練場や土砂災害訓練場等の施設及び資機材の整備を推進し、消防学校の教育機能の拡充強化を図ります。	防災安全局防災部 防災危機管理課 防災拠点推進室
11. 消防団の施設・設備の充実・強化★ 市町村が行う消防団の車両設備の整備への補助を実施するとともに、消防団拠点施設（詰所）の耐震化を促進し、消防団の施設・設備の充実・強化を促進します。	防災安全局防災部 消防保安課
12. 消防団員の参集状況を把握するシステムの構築 消防団員の参集状況を把握し、参集状況の可視化を図るため、消防団専用の参集アプリの県内市町村への導入を促進します。	防災安全局防災部 消防保安課
13. 消防団員の確保 あいち消防団の日を中心に普及啓発を行い、消防団に対する理解を深めるとともに、消防団員の確保対策を推進します。 ●消防団の定員の充足率 83.2%(2023)→100%	防災安全局防災部 消防保安課
14. 学生への消防団加入促進活動の実施 学生への消防団加入促進活動を実施します。 また、県内の各大学及び各市町村に対し働きかけを行います。 ●学生消防団員数 818 人(2023)→1,034 人	防災安全局防災部 消防保安課

15. 消防団と地域コミュニティ等の連携の促進 「大規模災害時における消防団の活動マニュアル」の策定支援を実施します。 また、消防連合フェアを開催します。 ●マニュアル策定数 1～2 団体／年	防災安全局防災部 消防保安課
16. 地域ぐるみの消防団支援の促進 市町村における消防団員優遇制度（割引等）の導入の促進を図るとともに、県全体での優遇制度を導入・推進します。 また、事業所の消防団活動に対する理解を図るため、市町村の消防団協力事業所表示制度の導入を促進します。 ●応援の店制度の利用店舗・事業所新規登録数 10 店舗／年 ●消防団協力事業所表示制度の市町村導入数 3～4 市町村／年	防災安全局防災部 消防保安課
17. 緊急交通路の確保 被災状況等を踏まえた交通規制を実施し、緊急交通路を確実に確保します。	警察本部 交通規制課
18. 交通管制施設の整備の推進 緊急交通路の確保を図り、災害応急対策活動が円滑に行われるよう計画的に設備整備を推進します。	警察本部 交通規制課
19. 交通対策資機材の整備の推進 大規模災害時における緊急交通路の確保を始めとする交通規制を確実に担保するため、交通対策資機材の整備を推進します。	警察本部 交通規制課
20. 広域避難場所等となる公園緑地整備の推進 広域避難場所等となる都市公園の整備を推進します。 ●7 公園（大高緑地、小幡緑地、牧野ヶ池緑地、尾張広域緑道、東三河ふるさと公園、愛・地球博記念公園、油ヶ淵水辺公園） の供用面積の拡大 13ha	都市・交通局 都市基盤部 公園緑地課
21. ゼロメートル地帯における広域的な防災活動拠点の整備 大規模地震発生時の災害応急対策を迅速かつ的確に実施するため、ゼロメートル地帯における広域的な防災活動拠点を整備します。 ●ゼロメートル地帯における広域的な防災活動拠点（県内 4 箇所）の整備 愛西市（旧永和荘）（2022 供用開始） 弥富市（海南こどもの国）〔2026〕 西尾市（行用町）（2024 供用開始） 豊橋市（国道 23 号豊川橋料金所跡地）〔2027〕	防災安全局防災部 防災危機管理課 防災拠点推進室

22. 防災航空体制の充実強化 防災ヘリコプターを適切に維持管理するとともに、装備品の更新、訓練の充実、関係機関との連携を推進します。	防災安全局防災部 消防保安課
23. 航空運用調整機能の強化★ 航空運用チームで実施する航空運用調整の手順について訓練を行うとともに、事後検証を適切に行い、航空運用体制の強化を図ります。	防災安全局防災部 消防保安課
24. ヘリコプターテレビ電送システム映像等の共有・活用 災害時に救出救助機関相互の災害対応の効率化・円滑化を図るため、各機関が所有するヘリコプターテレビ伝送システムやドローンなどの映像情報の共有や活用の取組を実施します。	防災安全局防災部 災害対策課
25. 災害対策用ドローン（小型無人機）の活用 山地災害発生時に、災害対策用ドローンを活用することで安全かつ迅速に被害状況を把握し、復旧対策の早期実施につなげます。	農林基盤局林務部 森林保全課
26. 防災協力農地の取組の支援 災害時に防災協力農地として利用できる都市農地の確保を図るため、市町村による都市農業の振興に関する地方計画の策定を支援します。	農業水産局農政部 農業振興課

(2-2) 医療・福祉機能維持

<アクション項目>

〔担当部局課室等〕

1. 災害拠点病院等の機能の強化 全ての災害拠点病院及び災害拠点精神科病院において、施設の耐震化、自家発電装置の整備、衛星携帯電話等通信手段の確保、診療に必要な水及び飲料水等の確保等、災害時における中心的な役割を果たすために必要な機能の充実・強化を図るとともに、病院輪番制参加病院の耐震化を図ります。 また、災害拠点病院及び災害拠点精神科病院以外の病院について BCP の策定を推進します。 ●災害拠点病院及び災害拠点精神科病院以外の病院における BCP 策定率 58.7%(2023)→80% ●災害拠点病院、病院群輪番制参加病院の耐震化率 83%(2023)→90%	保健医療局 健康医務部 医務課
2. 災害医療に係る情報収集・連絡体制の確保 EMIS（広域災害・救急医療情報システム）未登録病院に対し、登録を促進します。EMIS・衛星電話・無線等を活用した研修・訓練を実施します。 病院における EMIS の操作を含む研修・訓練の実施を促進します。	保健医療局 健康医務部 医務課

3. 社会福祉施設等の機能維持★ 災害発生時に、適切な支援につなげられるよう、社会福祉施設等の被災状況や支援ニーズ等を取りまとめる体制や関係機関との連絡・連携の方法等について検討を進め、社会福祉施設等の機能維持を図ります。	福祉局福祉部 福祉総務課
4. DMAT 活動体制の確保 大規模災害時に災害拠点病院がその機能を発揮できるよう、DMAT（災害派遣医療チーム）の養成及び質の向上を図ります。 ●DMAT の編成数 71 チーム(2023)→104 チーム	保健医療局 健康医務部 医務課
5. 広域医療搬送体制の確立★ SCU（航空搬送拠点臨時医療施設）に必要な資器材の整備・維持管理や、災害時におけるドクターヘリの活用も踏まえた SCU の設置・運営訓練等の実施により、広域医療搬送体制を確立します。 また、ドクターヘリ 2 機の体制により、出動要請に応じられる体制強化を目指します。	保健医療局 健康医務部 医務課
6. 災害時の医薬品等安定供給確保体制の整備 災害時医薬品等の備蓄状況を定期的に確認するとともに、医薬品搬送等訓練を実施し、災害発生直後 3 日間の医療救護活動に必要な医薬品等の安定供給確保体制を整備します。	保健医療局 生活衛生部 医薬安全課
7. 災害医療調整機能の強化★ 保健医療調整本部及び保健医療調整会議設置に係るマニュアルを策定するとともに、医療・福祉の連携した訓練を実施し、災害医療調整機能の強化を図ります。	保健医療局 健康医務部 医務課 福祉局福祉部 福祉総務課
8. 災害時の公衆衛生活動体制の強化 公衆衛生支援本部体制の強化及び DHEAT（災害時健康危機管理支援チーム）派遣及び受援体制の強化を図ります。	保健医療局 健康医務部 医療計画課
9. 入院患者や透析患者等の搬送手段の確保 愛知県バス協会との協定を見直し、広域的な避難や転院搬送が必要となった県民を搬送できる体制を整備します。 また、愛知県タクシー協会や名古屋タクシー協会と協定を締結し、人工透析患者を含めた被災者の転院搬送や避難が円滑に行える体制を整備します。	防災安全局防災部 災害対策課
10. 社会福祉施設の非常用電源確保の促進 要配慮者に関わる社会福祉施設における発災後 72 時間の事業継続が可能となる非常用電源の確保を促進します。	福祉局福祉部 地域福祉課 障害福祉課 福祉局 高齢福祉課 児童家庭課 子育て支援課

11. 社会福祉施設の耐震化等の支援 社会福祉施設の耐震化を促進します。	福祉局 児童家庭課 子育て支援課
12. 災害時要配慮者の緊急一時的な社会福祉施設への受入体制の整備 各市町村における災害時要配慮者※の緊急一時的な社会福祉施設への受入体制の整備を図ります。※要配慮者:高齢者、障害者、乳幼児等の防災施策において特に配慮を要する方。	福祉局福祉部 地域福祉課
13. 災害時要配慮者に係る広域支援体制の整備 愛知県災害福祉広域支援推進協議会の開催、災害派遣福祉チーム員の養成・育成、社会福祉施設等での受入体制の構築等、災害時要配慮者に係る広域支援体制の整備を推進します。 また、市町村に対して「市町村のための災害時要配慮者支援体制構築マニュアル」の普及を図ります。	福祉局福祉部 地域福祉課 関係課

(2-3) 避難生活環境の確保

<アクション項目>

[担当部局課室等]

1. 市町村避難所の円滑な運営等に関する支援 スフィア基準等を踏まえた避難所の適切な設置・運営等がされるよう、愛知県避難所運営マニュアルの見直しを行い、マニュアルの内容の普及を図るとともに、地域住民と協働した避難所開設・運営訓練の実施など地域が主体となった取組を支援します。 また、市町村が実施する避難所運営訓練において、モニタリング・アセスメントの実施に努めます。 ●市町村避難所運営マニュアルに、パーテーションや簡易ベッド等の設置に係る記載 全市町村	防災安全局防災部 災害対策課
2. 指定避難所の指定の促進 指定避難所のさらなる確保のため、避難所の指定が促進されるよう、市町村に対して必要な助言や情報提供等の支援を行います。	防災安全局防災部 災害対策課
3. 県立学校体育館等への空調設備の設置推進 熱中症対策に加え、災害時の避難所となりうることから、県立学校体育館・武道場へ空調設備の設置を推進します。 ●県立高校体育館・武道場への空調設備の設置 25%(2024)→100% ●県立特別支援学校体育館への空調設備の設置 89%(2024)→100%	教育委員会管理部 財務施設課

4. 市町村立学校体育館等への空調設備の設置促進 市町村立学校体育館等への空調設備の設置を促進します。	教育委員会管理部 財務施設課
5. 男女共同参画の視点を取り入れた災害支援体制の整備 男女共同参画の視点から、平常時及び災害時における男女共同参画担当部局及び男女共同参画センターの役割について明確にし、防災担当部局と連携を図るよう努めます。	県民文化局 男女共同参画推進課
6. 災害時要配慮者の避難生活の支援 市町村が実施する避難所等に必要な災害時要配慮者生活支援資機材等の整備を支援します。	防災安全局防災部 災害対策課
7. 災害時要配慮者の避難所としてのホテル・旅館等の活用 市町村職員等に対して、ホテル・旅館等の活用や、被災時における支援の在り方等を周知します。	福祉局福祉部 地域福祉課
8. DPAT の活動体制の確保 大規模災害時に精神科医療の提供や被災者の心のケア活動等が実施できるよう、DPAT（災害派遣精神医療チーム）の養成及び質の向上を図ります。	保健医療局 健康医務部 医務課 こころの健康推進室
9. 消毒等防疫対策の整備 消毒等防疫体制の整備を図ります。	保健医療局 感染症対策課
10. 災害時保健師活動体制の整備の促進 災害時保健師初動体制構築訓練（情報伝達訓練等）及び会議・研修を実施します。	保健医療局 健康医務部 医療計画課
11. 保健師等による避難所等の支援体制の整備 県保健所と市町村が相互に協力し、迅速・適正・効果的に保健活動を展開するために、会議・研修等を実施します。	保健医療局 健康医務部 医療計画課
12. 「愛知県災害時歯科保健医療活動ガイドライン」に基づく体制整備 「愛知県災害時歯科保健医療活動ガイドライン」に基づく体制整備（会議・研修等）を実施します。	保健医療局 健康医務部 健康対策課
13. 「愛知県大規模災害時における栄養・食生活支援活動ガイドライン」に基づく体制整備 「愛知県大規模災害時における栄養・食生活支援活動ガイドライン」に基づく体制整備（会議・研修等）を実施します。	保健医療局 健康医務部 健康対策課

14. ペット同行避難体制の整備★ 市町村が実施するペット資機材の整備を支援するとともに、ペット同行避難対策推進マニュアルの作成、ペットに関する防災啓発、民間事業者との連携などにより、ペットを連れた避難者が安心して生活することのできる環境の整備を推進します。	防災安全局防災部 災害対策課 保健医療局 生活衛生部 生活衛生課
15. 避難行動要支援者の支援体制の整備の促進 市町村における避難行動要支援者※名簿の作成、個別避難計画の作成、福祉避難所の設置を促進します。 ※避難行動要支援者：要配慮者のうち、災害発生時の避難等に特に支援を要する方。	福祉局福祉部 地域福祉課
16. 避難所外避難者への対策の促進★ 在宅や車中、テントなどでの避難生活を余儀なくされる避難所外避難者に食料、物資及び医療などの情報を提供できるよう、「場所（避難所）の支援」から「人（避難者）の支援」への考え方の転換にも適切に対応し、愛知県避難所運営マニュアルの見直しを行うとともに、マニュアルの内容の普及を図ります。 また、市町村の備蓄計画に基づく、在宅・車中泊避難者に対する食料の整備等や避難所外避難者への対策を促進するとともに、避難所外避難者への支援の重要性について啓発します。 ●市町村避難所運営マニュアルへの避難所外避難者支援に係る記載 28 市町村(2023)→全市町村	防災安全局防災部 災害対策課
17. 衛生的なトイレの確保★ 市町村が実施する、避難所等において使用するトイレトレーラーなどの移動式トイレの整備等を支援し、衛生的なトイレの確保を図ります。 ●トイレトレーラーなどの移動式トイレを確保している市町村の割合 27%(2024)→50%	防災安全局防災部 災害対策課
18. 広域避難に関する取組の推進 自治体間の災害時応援協定に基づく広域避難の枠組みが円滑に進められるよう、実効性を高める取組を実施します。 また、市町村が実施する広域避難に関する取組を支援します。	防災安全局防災部 災害対策課

(2-4) 物資・エネルギー対策

<アクション項目>

[担当部局課室等]

1. 初動時に必要な災害救助用備蓄物資の確保 県及び市町村があらかじめ購入・備蓄する災害救助用物資について、本県被害予測調査の結果等を踏まえ、発災直後に必要となる物資の品目・数量を精査し、充実・確保を図ります。	防災安全局防災部 災害対策課
2. 市町村の食糧・生活必需品確保のための耐震性備蓄倉庫の整備の促進 市町村の食料や生活必需品を確保するため、耐震性備蓄倉庫の整備を支援し、備蓄力の強化を促進します。	防災安全局防災部 災害対策課
3. 食糧及び生活必需品の備蓄計画に基づく物資の調達体制の整備 本県被害予測調査結果を踏まえ、調達協定の締結等による民間調達先のさらなる確保及び民間からの円滑な調達スキームの構築を行うため、災害時における協力等に関する協定締結事業者連絡会議を開催し、情報共有及び連携強化を図ります。	防災安全局防災部 災害対策課
4. 災害時の物流体制の強化★ 令和 6 年能登半島地震等における被災地の状況や、大規模地震・津波災害応急対策対処方針等を踏まえ、愛知県広域受援計画及び災害物流マニュアルの実効性を高め、南海トラフ地震を見据えた災害時の物流体制を強化します。	防災安全局防災部 災害対策課
5. 家庭内備蓄の促進 お届け講座等による講師派遣や防災パンフレットの配布、イベント等を通じて、災害時に備えて、各家庭で可能な限り 1 週間分程度、最低でも 3 日分程度の食料及び飲料水を備蓄し、災害発生時にはそれを避難所へ持参していただくよう呼びかけます。 ●家庭内備蓄を 3 日以上している県民の割合 食料 42.4%(2023)→隔年実施の調査で前回調査を常に上回る 飲料水 50.6%(2023)→隔年実施の調査で前回調査を常に上回る	防災安全局防災部 防災危機管理課

(2-5) 帰宅困難者等対策、観光客の安全確保

<アクション項目>

[担当部局課室等]

1. 帰宅困難者等支援対策の推進★ 「むやみに移動を開始しない」行動指針の周知・広報や、「徒歩帰宅支援ステーション」の拡充に取り組みます。 また、市町村が実施する、帰宅困難者等一時滞在施設の確保に向けた取組を支援するなど、帰宅困難者等支援対策を促進します。 ●帰宅困難者一時滞在施設の収容人員に提供する物資等の確保率 18%(2023)→50% (毛布 25%→50%、飲料水 14%→50%、食料 16%→50%)	防災安全局防災部 災害対策課
2. 都市再生安全確保計画等策定の促進 都市再生安全確保計画等の策定が可能な市に対して、計画の必要性や都市安全確保促進事業の支援対象事業及び事例について周知するなど、大規模地震時における帰宅困難者対策となる都市再生安全確保計画等の策定を促進します。	都市・交通局 都市基盤部 都市計画課
3. 観光客に対する災害時の安全の確保★ 市町村に対し観光危機管理計画の策定を促し、観光客に対する災害時の安全確保の促進を図ります。	観光コンベンション局 観光振興課
4. 訪日外国人旅行者向け安全確保策の周知 訪日外国人旅行者に対して適切に情報を伝え、安全を確保できる体制整備を促進するため、国が行政機関や DMO、事業者等向けに作成した災害時の対応に関するマニュアル、手引きの周知を図ります。 また訪日外国人旅行者に対し、災害発生時に的確な情報を伝達することができるよう、訪日外国人旅行者を対象に、愛知県公式観光 Web サイト「Aichi Now」や中部国際空港案内所での情報発信を行います。また、受入環境整備促進のため、多言語で情報提供が可能な「愛知県多言語コールセンター」の運用を行います。 ●訪日外国人旅行者が旅行中に立ち寄る観光関連施設等事業者の 愛知県多言語コールセンター登録数 497 件(2024)→550 件 [2030]	観光コンベンション局 国際観光 コンベンション課
5. 愛知・名古屋 2026 大会における都市オペレーションセンターの設置 大会開催時の円滑な観客誘導などを行うために「都市オペレーションセンター」を設置します。同センターでは事前にマニュアル等を作成し、観客の安全な誘導を行います。	アジア・アジアパラ 競技大会推進局 計画推進課

(2-6) 孤立地域対策

<アクション項目>

[担当部局課室等]

1. 離島・孤立可能性集落に対する防災対策の促進★ 市町村が実施する孤立集落内との情報連絡手段の確保、集落内の避難生活の支援、災害時にヘリコプターが離着陸可能な敷地（ヘリスポット）の整備など、離島・孤立可能性集落に対する地震防災対策事業を促進します。	防災安全局防災部 災害対策課
2. 避難路に利用できる林道の整備の推進 森林の適切な整備、保全を図る上で必要な林道について、避難路として利用可能な基幹林道の整備を推進します。 ●10 km	農林基盤局林務部 森林保全課
3. 孤立可能性のある集落の被災状況及び住民ニーズを的確に伝えるための伝達項目の共有 災害時に集落が孤立した場合、被災状況や住民のニーズを外部に的確に伝えることができるよう、伝達項目リストを作成し、住民と行政が共有します。 ●孤立可能性のある集落を有する市町村における伝達項目リストの作成率 100%	防災安全局防災部 災害対策課
4. 孤立可能性のある集落に関する情報の収集・提供 孤立可能性のある集落に関する情報の収集・提供を実施します。	防災安全局防災部 災害対策課

対策の柱3 必要不可欠な行政機能を確保する

計画における対策目標3「必要不可欠な行政機能を確保する」に対応する県の実施計画です。
警察機能の維持、県・市町村の行政機能の維持など、災害時に必要不可欠な行政機能を確保するための取組を実施します。

(3-1) 警察機能の維持

＜アクション項目＞

〔担当部局課室等〕

1. 被災者等に対する警察安全相談等の受理体制の充実 被災者等に対する警察安全相談等の受理体制の充実を図ります。	警察本部 住民サービス課
2. 被災地域における地域安全活動の推進 地域安全情報を提供するための手段、配信先等について、随時、検討・見直しを行います。また、地域住民等が地域安全活動に取り組むための効果的な支援について、随時、検討・見直しを行います。	警察本部 生活安全総務課
3. 警察施設の非常用電源設備の確保 警察施設について、発災時の施設の機能を72時間確保するため、非常用電源設備の充実を図ります。	警察本部 施設課
4. 災害へ対応する各種システムの整備、訓練の推進 被害情報を早期に収集する災害警備システム等を更新するとともに、警察官に対して津波警報を迅速、正確に伝達することが可能な通信指令システムを整備します。	警察本部 警備第二課 通信指令課
5. 非常用食料等の備蓄の推進 警察職員及び被留置者の非常用食糧及び飲料水の計画的な備蓄を推進します。	警察本部 警備第二課
6. 県警察自然災害警備基本計画の見直し 県警察自然災害警備基本計画の見直しを随時行います。	警察本部 警備第二課
7. 警察職員の精神的ケア対策の推進 警察職員の精神的ケア対策を推進します。	警察本部 厚生課
8. 行方不明者相談体制の整備 行方不明者に関する相談対応を迅速に実施するため、臨時電話回線、電話機及びデータの集約整理機器等の整備の検討を行うとともに、検証訓練を実施します。	警察本部 人身安全対策課
9. 検視・身元確認用資機材の整備の推進 検視・身元確認用資機材の整備を推進します。 また、医師会・歯科医師会と連携した多数遺体取扱訓練を実施します。	警察本部 捜査第一課 検視官室

(3-2) 県・市町村の行政機能の維持

<アクション項目>

[担当部局課室等]

1. 県庁等の燃料、物資や資機材の調達体制、配備状況の見直し 地方機関を含めた全庁的な燃料、物資や資機材の配備状況について、毎年度確認します。発災時の燃料、物資や資機材の調達に係る各種協定について、協定先へ連絡先や手段の確認を行うなど、毎年度その実効性について確認します。配備状況の見直しや業者の優先順位の事前調整等を推進します。	総務局財務部 財産管理課 防災安全局防災部 災害対策課 会計局 調達課
2. 参集時の物資・資材の確保 参集時の職員用の食事、飲料水について、毎年度備蓄状況を確認しつつ、十分な量を確保します。	防災安全局防災部 災害対策課
3. 愛知県庁 BCP の実効性の確保 本県被害予測調査への対応検討や PDCA サイクルの取組により、愛知県庁 BCP の実効性向上を図ります。	総務局財務部 財産管理課 人事局 人事課 防災安全局防災部 防災危機管理課
4. 市町村 BCP の策定・改善・実効性確保の支援 市町村の業務継続計画に関する担当職員向けの研修や個別相談を実施します。 また、市町村が実施する研修や計画の見直し等の支援を実施します。	防災安全局防災部 防災危機管理課
5. 被災市町村への応援体制及び受援体制の整備★ 県と被害のない（少ない）市町村が連携して被災市町村を応援するとともに、国や県外の自治体からの応援を迅速・効率的に受け入れる体制を整備します。 また、市町村が実施する、受援計画の作成や資機材の整備等を支援し、市町村間の応援協定の締結や市町村における受援体制の整備を促進します。 ●災害時の受援体制に関する計画の整備 29 市町村(2023)→全市町村	防災安全局防災部 災害対策課
6. 発災時の職員のメンタルヘルスケアの体制の確保 発災時の職員支援の方法を定めているマニュアルについて、必要に応じて見直しを行います。 また、発災時に災害対応業務にあたる職員に対し、メンタルヘルスケアを実施する体制を確保し、必要に応じて見直しを行います。	人事局 職員厚生課
7. 地震の発生を前提とした通信設備の運用 防災訓練等を通じ、通信機器等の操作方法の習熟を図ります。	防災安全局防災部 災害対策課

8. 防災部門機能の充実・強化 地震防災対策に係る調査・研究体制及び災害応急対策を専門的に実施する体制を充実するとともに、専門的職員を含めた人員の確保を図ります。 また、愛知県防災対策有識者懇談会、愛知県防災安全局アドバイザー、大学・研究機関等との連携強化により、専門的知見の活用を図ります。	防災安全局防災部 防災危機管理課
9. 防災拠点となる公共施設等の耐震化の推進・促進 避難所となる施設や庁舎・警察・消防など災害対策の拠点となる施設など、県内において防災拠点となる公共施設等の耐震化を推進・促進します。また、市町村に対して、防災拠点となる公共施設等の地震後の継続使用性を確保できるよう、強度を割り増したり、天井材などの非構造部材の耐震化等の改修を行うことを働きかけ、必要に応じて県から耐震化の事例を紹介するなどの技術的な支援を行います。併せて、国による財政的・技術的な支援措置の拡充・恒久化への働きかけを行います。 ●県内の防災拠点となる公共施設等の耐震化率 100%	関係局課室 防災安全局防災部 防災危機管理課
10. 被災時における県有施設の継続使用に係る体制の整備 講習会の実施により、県有施設の管理者が、管理する施設の応急危険度判定を自ら実施するための体制を整備します。	関係局課室 建築局公共建築部 住宅計画課
11. 行政情報通信ネットワークの可用性の向上★ 衛星インターネットなどの代替通信手段の整備を推進し、庁外回線切断時の行政情報通信ネットワークの可用性を向上させます。	総務局総務部 情報政策課 防災安全局防災部 防災危機管理課
12. 高度情報通信ネットワークの運営 防災行政無線網の適切な維持管理及び運用を行い、県、市町村、防災関係機関における防災行政情報の円滑かつ効率的な疎通を図ります。	防災安全局防災部 災害対策課
13. 次世代高度情報通信ネットワークの整備 現行の高度情報通信ネットワークを更新し、次世代高度情報通信ネットワークを整備します。 ●次世代高度情報通信ネットワークの整備 [2026]	防災安全局防災部 災害対策課
14. 地域衛星通信ネットワークによる衛星通信網の確保 防災情報や行政情報の伝送を行うことを目的に構築された地域衛星通信ネットワークにより、地上系の防災行政無線網を補完する衛星通信網を確保し、災害対応力の強化を図ります。 また、次世代高度情報通信ネットワークの整備により、新たな衛星通信規格への移行を行います。	防災安全局防災部 災害対策課

15. 耐震衛星通信施設・設備の運営 地域衛星通信ネットワークを利用し、県庁が地震により被災した場合、県庁・耐震通信局において、国や自衛隊、他の都道府県、県内市町村との連絡手段を確保します。	防災安全局防災部 災害対策課
16. 方面本部等の通信手段の多重化 次世代高度情報通信ネットワークの整備に併せて、民営の衛星トランシーバー及びＩＰ無線機等に更新を行い多重化を図ります。	防災安全局防災部 災害対策課
17. 衛星インターネット等の活用★ 県庁、各方面本部、広域物資輸送拠点及びゼロメートル地帯広域防災拠点活動拠点における衛星インターネット設備及び衛星携帯電話をの整備を推進し、災害現場等での通信の安定及び連絡手段の多重化を図ります。 ●衛星インターネット設備及び衛星携帯電話の整備 [2025]	防災安全局防災部 災害対策課
18. 市町村における情報伝達手段の多重化・多様化の促進 災害時の情報収集・伝達体制の強化のため、市町村の災害情報の伝達手段の多重化・多様化を促進します。	防災安全局防災部 災害対策課
19. 震度情報ネットワークシステムの充実 震度情報ネットワークシステムの適切な維持管理及び運用を行い、発災直後に県内市町村の震度情報を入手し、的確な初動対応を図ります。 ●県庁サーバ等設備の更新 [2025]	防災安全局防災部 災害対策課
20. 全国瞬時警報システム（Ｊアラート）の運用 Ｊアラート（全国瞬時警報システム）を適切に運用し、職員等に緊急情報を速やかに伝達し、的確な初動体制を図ります。	防災安全局防災部 災害対策課
21. 県有施設（高度情報整備庁舎）の耐水化の推進 風水害発生時の業務継続、高度情報整備庁舎としての機能確保のため、県有施設（高度情報整備庁舎）の耐水化を推進します。 ●2 庁舎	農業水産局農政部 農政課 建設局土木部 建設企画課
22. 災害応急体制の見直し 現行の災害対策本部等要員の登録制度及び一時代行者の指名制度の見直しなど、災害応急対策に従事する人的資源の最適化、選定及び登録等の効果的、効率的な運用体制の充実を図ります。	防災安全局防災部 災害対策課
23. 現地災害対策本部の機能強化 迅速な現地災害対策本部の設置と、機動的な応急対策を実現するため、方面本部の能力向上、災害対策本部と方面本部の連携確認等に資する防災訓練を実施します。	防災安全局防災部 災害対策課

24. 火葬場連絡協議会の開催及び訓練の実施 「災害発生時における火葬場の相互応援協力に関する協定」等に基づき、公営火葬場設置者等により構成される火葬場連絡協議会を開催します。また、被災していない火葬場において、被災火葬場の遺体を円滑に火葬するため、災害を想定した机上訓練を実施します。	保健医療局 生活衛生部 生活衛生課
25. 遺体の処置体制の確保 死者の尊厳や遺族の心情等に配慮がなされるよう、棺や死体袋の確保を始めとする適切な処置が実現できる体制を整備します。	防災安全局防災部 災害対策課

対策の柱4 経済活動を機能不全に陥らせない

計画における対策目標4「産業首都あいちの経済活動を機能不全に陥らせない」に対応する県の取組です。

企業活動の継続、農業・漁業の維持など、「産業首都あいち」の経済活動を機能不全に陥らせないための取組を実施します。

(4-1) 企業活動の継続

<アクション項目>

[担当部局課室等]

1. 事業所の防災対策の促進 「あいちBCPモデル」の普及啓発を推進します。 講演活動を通じ、事業継続計画の策定を始めとする、企業における防災対策を促進します。	防災安全局防災部 災害対策課
2. 中小企業のBCP策定の促進★ BCP策定の重要性を経営者層へ直接訴えるセミナーを開催するとともに、伴走型のBCP策定支援を実施します。 また、中小企業等による事業継続力強化計画に基づく取組等の防災・減災対策の普及を促進するため、商工会・商工会議所と市町村が共同で策定する事業継続力強化支援計画の策定支援に努めます。 ●中小企業のBCP策定率 13.9%(2023)→16%	防災安全局防災部 防災危機管理課 経済産業局 中小企業部 中小企業金融課
3. 建築物の耐震化による事業継続の取組の促進★ 一定規模以上の工場、事務所等の建築物に耐震診断や耐震改修、除却の補助を行い、事業継続の取組を促進します。 また、建築物の耐震化について企業への啓発活動を行います。	経済産業局 中小企業部 中小企業金融課 建築局公共建築部 住宅計画課
4. 中小企業向け融資制度の充実 パワーアップ資金（防災）を始めとする県制度融資を実施します。 また、（公財）あいち産業振興機構等の中小企業向け相談窓口を周知します。	経済産業局 中小企業部 中小企業金融課
5. 東海地震に係る地震防災応急計画及び南海トラフ地震防災対策計画の作成の促進 東海地震に係る地震防災応急計画及び南海トラフ地震防災対策計画の作成を促進します。 ●計画の届出率 100%	防災安全局防災部 災害対策課
6. テレワーク（在宅勤務）による事業継続の取組の促進 事業継続の観点から、テレワーク（在宅勤務）の導入を企業へ呼びかけます。	労働局 労働福祉課
7. 災害時の金融措置に係る農業協同組合への指導の実施 災害時の金融措置について、農業協同組合への指導を実施します。	農業水産局農政部 農政課 組合検査指導室

8. 雇用の維持・確保への取組や情報発信の推進 災害からの復旧復興における雇用対策として、主要経済団体に対する雇用の維持・確保要請の実施や、事業者に対する雇用継続のための各種助成制度等の周知を図ります。	労働局 就業促進課
9. 産業活動の維持のための対策の検討 産学官連携により、被災後の産業活動の早期復旧や社会機能の回復のために必要な対策についての検討を継続的に実施します。	防災安全局防災部 防災危機管理課
10. 産業界の防災・減災対策の推進★ あいち・なごや強靱化共創センターにおける産業防災研究会の開催や、大学主催の企業防災の研究会での企業への啓発の実施など、産業界の防災・減災対策の推進を図ります。	防災安全局防災部 防災危機管理課 災害対策課

(4-2) コンビナート等の火災、有害物質等の流出対策

＜アクション項目＞

〔担当部局課室等〕

1. 石油コンビナート泡消火薬剤の整備の推進 石油コンビナート泡消火薬剤を順次更新します。	防災安全局防災部 消防保安課
2. 石油コンビナート等防災訓練の実施 地震発生時における事業所等の応急予防措置や応急対策を円滑に実施するため、南海トラフ地震等を想定した訓練を実施します。	防災安全局防災部 消防保安課
3. 高圧ガス等の事業所の防災対策の促進 高圧ガス製造事業所や煙火製造所等に対して、講習会等を利用して防災対策の周知を図ります。	防災安全局防災部 消防保安課 産業保安室
4. 毒物劇物製造所等の地震防災応急体制の確立の指導 毒物劇物大量保管施設に対し、毒物及び劇物取締法に基づく立入検査時において、必要に応じ指導等を行うとともに、地震等の災害発生時の応急体制等について確認を行います。	保健医療局 生活衛生部 医薬安全課
5. 有害化学物質の流出等防止対策の指導 有害化学物質に関し、立入検査時に適正管理や事故時の措置の徹底等を指導します。	環境局環境政策部 環境活動推進課 水大気環境課
6. 産業廃棄物飛散流出等防止対策の指導 災害時における産業廃棄物の飛散、流出、地下浸透及び悪臭の発散の防止措置について、立入検査を通じて関係事業者へ指導します。	環境局 資源循環推進課 産業廃棄物適正 処理推進室

7. 石綿飛散防止対策の周知 震災発生時の倒壊家屋等から、石綿（アスベスト）の除去等が適切に実施されるよう、建築物等の解体等工事における石綿飛散防止対策の実施について、立入検査を通じて周知、啓発を行います。	環境局環境政策部 水大気環境課
8. PCB 廃棄物の適正処理による流出リスクの軽減 PCB 廃棄物保管事業者に対し、PCB 廃棄物を適正保管するとともに、早期に処分するよう指導します。	環境局 資源循環推進課 産業廃棄物適正処理推進室
9. 大規模災害時の環境面における県民の安心・安全の確保 大規模災害時における環境測定機能の維持対策を推進します。	環境局環境政策部 環境政策課 環境活動推進課 水大気環境課

(4-3) 農業・漁業の維持

<アクション項目>

〔担当部局課室等〕

1. 漁港 BCP に基づく事前対策及び漁港 BCP の充実 発災後の漁業活動の早期復旧に資するため、拠点漁港における漁港 BCP について、漁港間の連携を考慮し、充実を図ります。	都市・交通局 港湾課
2. 農業版 BCP に対する理解の促進 農業経営体が集まる研修会や会議での農業版 BCP に関する説明の実施やマニュアルの配布等により、農業版 BCP に対する理解を促進します。	農業水産局農政部 農業経営課
3. 漁港施設の耐震・耐津波強化対策の推進・促進 津波等の被害を防ぐため、漁港施設の耐震・耐津波対策を推進・促進します。 ●漁港施設（市町管理）の耐震・耐津波強化対策の促進 2 漁港 ●漁港施設（県管理）の耐震・耐津波強化対策 6 施設	農業水産局 水産課 都市・交通局 港湾課
4. 大規模農業水利施設の整備の促進 災害に強い水インフラとするため、国営・水資源機構営による基幹的農業水利施設の老朽化対策、耐震化対策を促進します。	農林基盤局農地部 農地計画課
5. 農地や農業水利施設の整備 農村の災害対応力強化等を図るため、農地や農業水利施設の整備を推進します。 ●7,000ha	農林基盤局農地部 農地整備課
6. 農道の整備・保全 農村の災害対応力強化等を図るため、農道の整備・保全を推進します。 ●8.0km	農林基盤局農地部 農地計画課

(4-4) 農地・森林等の維持

<アクション項目>

[担当部局課室等]

1. 地域住民等による農地や農業水利施設等の保全管理活動の支援 農業・農村の有する多面的機能の低下を防ぐため、地域住民等による農地等の保全管理のための共同活動を支援します。 ●年間 30,000ha	農林基盤局農地部 農地計画課
2. 農業集落排水施設の機能診断の促進 農村の基礎的な生活環境を維持するため、農業集落排水施設の機能診断を促進します。 ●10 箇所	農林基盤局農地部 農地計画課
3. 農業集落排水施設の整備の促進 農村の基礎的な生活環境を維持するため、農業集落排水施設の整備を促進します。 ●20 箇所	農林基盤局農地部 農地整備課
4. 風水害対策のための森林整備の推進 間伐等の森林整備を推進し、森林の公益的機能を維持増進させます。特にライフラインや人家に近い森林については、被害が及ばないための森林整備を推進します。 ●間伐等の森林整備 4,000ha／年（2025 年度改定予定）	農林基盤局林務部 森と緑づくり推進室
5. 海岸防災林の機能の維持・向上 堤防の背後に位置し、飛砂防備や潮害防備とともに津波の減勢効果を併せ持つ海岸防災林の機能の維持・向上を図ります。 ●継続的な保育、改植工等の実施 160ha／年（2025 年度改定予定）	農林基盤局林務部 森林保全課

対策の柱5 社会インフラの被害軽減と早期復旧を図る

計画における対策目標5「情報通信サービス、電力等ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限にとどめるとともに、早期に復旧させる」に対応する県の実施計画です。
情報の収集・伝達、電力や燃料の供給停止対策、上下水道施設の機能維持など、社会インフラの被害軽減と早期復旧を図るための取組を実施します。

(5-1) 情報の収集・伝達

＜アクション項目＞

〔担当部局課室等〕

1. 多様なメディアを活用した情報伝達体制の構築 Ｌアラートの適正運用のため、習熟操作研修を実施し、災害時における避難指示などの情報配信を迅速かつ効率的に実施します。 災害情報等を適時に県民に伝達するため、愛知県公式 LINE、愛知県防災安全局 X、愛知県防災 Web などによる情報発信を行います。	防災安全局防災部 災害対策課
2. 洪水時における河川水位等情報提供の充実 河川情報を必要とする箇所への危機管理型水位計等の整備を行うとともに、設置済みの施設の更新を進めます。	建設局 河川課
3. 多文化防災の推進に向けた「愛知県災害多言語支援センター」等の体制整備★ 言語、文化、国籍等の違いに関わらず災害時に互いに支え合う「多文化防災」の推進に向け、「愛知県多言語支援センター」の体制整備を行い、災害対策本部、市町村等関係機関、地域の外国人キーパーソン等との連携や、外国人被災者の情報収集・情報共有の仕組み構築、多言語での情報提供等による外国人被災者支援の強化を図ります。	県民文化局 県民生活部 社会活動推進課 多文化共生推進室
4. 障害者の特性に応じた災害情報の提供体制の整備 災害その他の非常の事態の際に、障害のある人が必要な情報を取得できるよう、市町村その他関係機関と連携し、家族や支援者の協力を得ながら、障害の特性に応じたコミュニケーション手段を利用した連絡体制の整備を図ります。	福祉局福祉部 障害福祉課

(5-2) 電力の供給停止対策

＜アクション項目＞

〔担当部局課室等〕

1. 重要施設への電力の臨時供給のための体制整備 災害発生時に電源車による電力の臨時供給が必要となる災害拠点病院、防災関連施設等の重要施設のリストを更新し、電力事業者等と共有します。	防災安全局防災部 災害対策課
--	---------------------------

2. 広域的に発生する停電や通信障害に対する早期復旧体制の整備 大規模停電・通信障害の早期復旧体制の強化を図るため、電力会社及び通信事業者と連携協定を締結し、災害時における早期復旧作業について連携・協力体制を構築します。	防災安全局防災部 災害対策課
3. ライフライン関係機関との連携の推進 ライフライン関係機関との連絡を密にし、災害時の円滑な協力体制の確立を図ります。	防災安全局防災部 災害対策課
4. 避難所への再生可能エネルギー等の導入の促進 災害時の非常用電源として、電気自動車や燃料電池自動車の活用を促進します。 環境省の「地域レジリエンス・脱炭素化を同時実現する公共施設への自立・分散型エネルギー設備等導入推進事業」等の活用も含めて、災害時にもエネルギー供給が可能となるよう再生可能エネルギーの導入を促進します。	環境局 地球温暖化対策課
5. 防災拠点への再生可能エネルギー等の導入の推進・促進 災害時の非常用電源として電気自動車や燃料電池自動車の活用を推進・促進します。 環境省の「地域レジリエンス・脱炭素化を同時実現する公共施設への自立・分散型エネルギー設備等導入推進事業」等の活用も含めて、災害時にもエネルギー供給が可能となるよう再生可能エネルギーの導入を推進・促進します。	環境局 地球温暖化対策課

(5-3) 燃料の供給停止対策

<アクション項目>

〔担当部局課室等〕

1. 災害応急活動に従事する車両等への石油燃料の優先給油の推進 石油商業組合との「災害時の石油燃料の優先供給に関する協定」に基づき、災害応急活動に従事する緊急通行車両等の燃料確保に努めます。	防災安全局防災部 災害対策課
2. 災害応急活動に従事する車両等の石油燃料の確保 災害時の燃料の供給拠点として整備した中核給油所等の燃料在庫の積み増しに関する石油商業組合との協定に基づき、その燃料を災害時の警察・消防車両等の燃料として確実に確保します。	防災安全局防災部 災害対策課
3. 防災拠点の機能を維持するための燃料供給体制の確保 石油連盟との覚書に基づく情報共有を通して、県庁、市役所、災害拠点病院等重要施設に、災害時に燃料が円滑に運搬できる体制を整備し、臨時的、緊急的な燃料供給の体制確保に努めます。	防災安全局防災部 災害対策課

4. LP ガス確保のための体制の整備 県と（一社）愛知県 LP ガス協会が締結している、「災害時における液化石油ガス等の優先供給に関する協定書」の内容について、（一社）愛知県 LP ガス協会総会等の機会を通じて、関係事業者に普及を図り、災害時における LP ガスの確保に係る体制を整備します。	防災安全局防災部 消防保安課 産業保安室
--	-------------------------------------

(5-4) 上下水道施設の機能維持

<アクション項目>

[担当部局課室等]

1. 上下水道施設の一体的な耐震化の促進★ 浄水場・処理場等の最重要施設、医療施設や防災拠点など人命に関わる重要施設の機能維持のため、上下水道施設の一体的な耐震化を促進します。 流域下水道施設については、下水処理機能を確保するため、処理場施設の耐震化を推進するとともに、地震発生時にも通行機能を確保するため、マンホール浮上対策を進めます。 ●水処理機能及び汚泥処理機能を確保するための処理場施設の耐震化 25 施設 ●通行機能の確保に係るマンホール浮上対策 20 箇所	建設局 上下水道課
2. DX を活用した水道の各種情報システム等のクラウド化 水道管路をはじめとした水道施設等の各種情報について、庁舎等が被災した際にデータ等が逸失するのを防止するため、クラウドシステムを活用してデータ保存の冗長化を図ります。 ●水道設備情報のクラウド化 [2025] ●水道管路情報のクラウド化 [2026] ●広域送水監視システムのクラウド化 [2031 予定]	企業庁水道部 水道事業課
3. 県営浄水場の耐震化の推進 県営水道の浄水場のうち、耐震性が不足している浄水場の耐震化を推進します。 ●浄水場の耐震化 3 箇所／4 箇所 (完了する数量／工事・設計を実施する数量)	企業庁水道部 水道事業課

4. 応急給水・応急復旧の体制強化★ 大規模地震時に県内水道事業者等の被災情報を一元管理し、県内外からの応援活動を迅速かつ円滑に調整するため、愛知県水道震災復旧支援センターを核とした応急給水・応急復旧の体制強化を図ります。 給水車への補水をスムーズにできる給水栓設備の設置や、小型給水車の配備、災害用備蓄品の充実により、応急給水の拡充を図ります。 ●県内外応援事業者向け給水車補給箇所図の公開 [2025] ●小型給水車更新 [2025] ●給水車用給水栓設置 [2028]	建設局 上下水道課 指導管理室 企業庁水道部 水道事業課
5. 県営水道施設及び県営工業用水道施設の整備の推進 地震災害時において、水道水の安定供給を図るため、浄水場間で水道水を融通するための連絡管や基幹管路の複線化の整備を実施します。 また、工業用水の安定供給を図るため、基幹管路の複線化及び停電対策として場外ポンプ場への自家発電設備の整備を実施します。 ●連絡管及び基幹管路複線化の整備 1 路線／2 路線 (完了する数量／工事・設計を実施する数量) ●基幹管路複線化 2 路線／2 路線 (完了する数量／工事・設計を実施する数量) ●自家発電設備（場外ポンプ場）の整備 2 箇所／2 箇所 (完了する数量／工事・設計を実施する数量)	企業庁水道部 水道事業課
6. 流域下水道 BCP の充実 迅速な下水処理機能の回復を図るため、訓練等により流域下水道事業継続計画（流域下水道 BCP）の充実を図るとともに、自治体間や民間団体との連携強化を図ります。	建設局 上下水道課 指導管理室
7. 代替水源等の確保★ 市町村が実施する代替水源を確保する取組等、被災時の生活用水等の確保を促進します。	防災安全局防災部 災害対策課

(5-5) 交通ネットワークの機能維持

＜アクション項目＞

〔担当部局課室等〕

1. 緊急輸送道路等の整備の推進★ 救急活動や物資輸送などを着実に実施するために緊急輸送道路等の整備を推進します。特にゼロメートル地帯等甚大な被害の恐れのある地域や中山間地域及び、半島部等では、耐震性や復旧性を備え災害時に機能するネットワーク整備を進めます。 ●緊急輸送道路等の整備 54.2km	建設局 道路建設課 都市・交通局 都市基盤部 都市整備課
---	--

2. 緊急輸送道路等の防災対策の推進★ 救急活動や物資輸送などを着実に実施するために、緊急輸送道路等の法面対策を推進します。 ●重要物流道路及び代替・補完路を中心とした、緊急輸送道路等の落石等危険箇所対策の実施 44 箇所	建設局 道路維持課
3. 緊急輸送道路等の橋梁の耐震化の推進★ 大規模地震時における通行機能を確保するために、緊急輸送道路等の橋梁について、耐震対策を推進します。 ●重要物流道路及び代替・補完路を中心とした、緊急輸送道路等の橋梁の耐震対策の実施 17 橋	建設局 道路維持課
4. 臨港道路の耐震化の推進 臨海部における救助活動や緊急物資輸送を着実に実施するとともに、港湾の物流機能の途絶を防ぐため、臨港道路橋梁や耐震強化岸壁へ繋がる臨港道路等の耐震化・液状化対策を推進します。 ●臨港道路の耐震対策 1 施設／2 施設 (完了する数量／工事・設計を実施する数量)	都市・交通局 港湾課
5. 無電柱化の推進 道路閉塞の防止、情報通信ネットワークの信頼性の向上を図るため、無電柱化を推進します。 ●16.8km	建設局 道路維持課 道路建設課 都市・交通局 都市基盤部 都市整備課
6. 鉄道施設の防災対策の促進（地震対策） 鉄道の安全・安定輸送を確保するため、高架橋等の鉄道施設に対する耐震対策を促進します。	都市・交通局 交通対策課
7. 鉄道施設の防災対策の促進（風水害対策） 鉄道の安全・安定輸送を確保するため、電源等の重要施設を含む鉄道施設に対する浸水対策を促進します。	都市・交通局 交通対策課
8. 港湾施設の耐震化の推進 災害時の緊急輸送を確保する海上輸送基地として、耐震強化岸壁の整備を推進します。 ●耐震強化岸壁 1 施設／1 施設 (完了する数量／工事・設計を実施する数量)	都市・交通局 港湾課

9. 港湾 BCP に基づく事前対策及び港湾 BCP の充実 衣浦港、三河港の港湾事業継続計画（港湾 BCP）の実効性を高めるため、引き続き港湾関係者とのワークショップや防災訓練等の実施を進めるとともに、周辺状況の変化等に応じてさらなる港湾 BCP の充実を図ります。	都市・交通局 港湾課
10. 港湾地域の高潮・暴風対策の推進 港湾地域の物流・産業機能の強化を図るため、高潮・暴風時における浸水被害軽減対策を推進します。 ●コンテナ流出防止柵 1 施設／1 施設 （完了する数量／工事・設計を実施する数量）	都市・交通局 港湾課
11. 災害時の物流を担う港湾施設の機能強化 緊急支援物資等の輸送を担う港湾施設の機能強化を図ることにより、被災後の復興に向けた物流・生産等の経済活動を支える港湾機能を確保します。 ●荷役施設の機能強化 1 施設／1 施設 （完了する数量／工事・設計を実施する数量）	都市・交通局 港湾課
12. 県営名古屋空港事業継続計画（A2-BCP）の充実 PDCA サイクルの実施により県営名古屋空港事業継続計画（A2-BCP）を見直し、実効性を高めます。	都市・交通局 航空空港課

対策の柱6 迅速かつ強靱な姿での復興を目指す

計画における対策目標 6「社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する」に対応する県の取組です。

復興方針、復興体制の整備、災害対応・復旧復興を支える人材等の確保、災害廃棄物対策、生活再建など、本県が被災した場合に、迅速かつ強靱な姿での復興を目指すための取組を実施します。

(6-1) 復興方針、復興体制の整備

<アクション項目>

〔担当部局課室等〕

1. 事前復興まちづくりの取組の促進 地域住民と市町村との協働による事前復興まちづくりの取組を促進させるため、「事前復興の取組に関するガイドライン（案）」及び「事前復興まちづくり模擬訓練」の内容の充実、周知を図ります。また、実効性のある内容に改善を図りつつ、事前復興まちづくり模擬訓練の研修会を実施するとともに、市町村による震災復興検討地区カルテの作成を促進します。 ●震災復興検討地区カルテの作成 1 市町村／年	都市・交通局 都市基盤部 都市計画課
2. 震災復興都市計画模擬訓練の実施 被災後、迅速かつ円滑に都市の復興を図るため、実効性のある内容に改善を図りつつ、震災復興都市計画模擬訓練を実施します。	都市・交通局 都市基盤部 都市計画課
3. 被災者の生活再建支援及び産業の再建支援に係る事前準備 被災者の生活再建及び産業の再建を迅速かつ的確に行うため、実施手順等を事前に定めた被災者生活再建・産業再建支援マニュアルの適宜見直しを行い、実効性を高めます。	防災安全局防災部 防災危機管理課
4. 復旧・復興事業からの暴力団排除活動の推進 大震災発生時における暴力団等による復旧・復興事業への介入等を防止するために、官民が連携した暴力団排除活動を推進します。	警察本部 捜査第四課

(6-2) 災害対応・復旧復興を支える人材等の確保

<アクション項目>

〔担当部局課室等〕

1. 防災人材のネットワーク化の推進 地域で活動する防災人材のネットワーク化を図るため、防災人材交流シンポジウムを開催するなど、防災リーダーやボランティアコーディネーター等と、地域で防災の役割を持つ人々（消防団、自主防災組織、民生委員等）との連携の機会を設けます。	防災安全局防災部 防災危機管理課
---	-----------------------------

2. 災害中間支援組織の育成・機能強化★ 災害中間支援組織（「あいち広域ボランティア・NPO 支援本部」）育成・機能強化による、平時からの県と多様な民間支援団体・組織等との協力体制確保に向けた連携づくり等を進め、災害時における NPO 等との協力体制の整備等を図ります。	防災安全局防災部 防災危機管理課
3. 防災ボランティア団体・NPO 等との連携による人材育成の推進及び災害時ボランティア活動支援体制の整備 「あいち広域ボランティア・NPO 支援本部」での連絡会を定期的に行い、連携強化を図りながら、訓練の実施や人材育成、災害時のボランティア活動の支援体制整備を推進します。	防災安全局防災部 防災危機管理課

（6-3）災害廃棄物対策

<アクション項目>

〔担当部局課室等〕

1. 災害廃棄物処理体制の構築 県災害廃棄物処理計画に基づき、研修会の実施等により市町村の災害廃棄物対応能力向上を支援します。 また、市町村、民間事業者、国等との連携を推進する等、災害廃棄物処理計画の実効性向上を図ります。	環境局 資源循環推進課
2. 適正なフロンガスの回収・処理の促進 業務用エアコン及び冷凍冷蔵機器から、フロンガスの回収・処理が適正に行われるよう必要な措置を行います。	環境局環境政策部 水大気環境課
3. 社会福祉協議会及び NPO・ボランティア団体等との連携による災害廃棄物の円滑な処理の推進 社会福祉協議会及び NPO・ボランティア団体等との連携による災害廃棄物の円滑な処理を推進します。	防災安全局防災部 防災危機管理課 環境局 資源循環推進課

（6-4）生活再建

<アクション項目>

〔担当部局課室等〕

1. 被災建築物応急危険度判定士の養成とその実施体制の整備 被災建築物応急危険度判定士を養成するとともに、訓練等の実施により実施体制の整備を推進します。 ●判定士の養成・登録 10,000 人程度	建築局公共建築部 住宅計画課
--	---------------------------

2. 被災宅地危険度判定士の養成とその実施体制の整備 大規模な地震等の災害により被災した宅地について、二次災害の危険性を判断する被災宅地危険度判定士を養成し、被災宅地危険度判定の実施体制の整備を推進します。 ●判定士の養成・登録 800 人以上 ●調整員の養成・登録 各市町村 1 人以上	建築局 建築指導課
3. 住家の被害認定調査及び罹災証明書の交付体制の確立 市町村の担当職員に対して、住家の被害認定調査や罹災証明書の交付に係る研修を実施し、家屋被害認定士として登録します。また、市町村の業務をサポートするための人的支援策を検討し、協定締結団体及び他都道府県からの応援を調整する機能を強化します。 ●家屋被害認定士の養成・登録 50 人／年	防災安全局防災部 災害対策課
4. 応急仮設住宅建設に係る体制の整備 応急仮設住宅の建設候補地及び「応急仮設住宅建設・管理マニュアル」の見直しを行うとともに、応急仮設住宅の建設に係る市町村との連絡体制の確認、候補地台帳の更新、模擬訓練を実施することにより、被災時の応急仮設住宅建設を円滑に実施するための体制の整備を推進します。	建築局公共建築部 公営住宅課
5. 公共賃貸住宅への一時入居に係る体制の整備 発災時に迅速に被災者へ住居を提供するために、公的団体と情報交換を行い、常時、空家を把握することにより、被災時の一時入居に係る体制整備を推進します。	建築局公共建築部 公営住宅課 県営住宅管理室
6. 賃貸型応急住宅の提供に係る体制の整備 賃貸型応急住宅の提供に係る「賃貸型応急住宅対応マニュアル」について、市町村及び協定締結団体へ周知し、体制の整備を推進します。	建築局公共建築部 公営住宅課 県営住宅管理室
7. 被災住宅の応急修理に係る体制の整備 被災住宅の応急修理を的確かつ迅速に実施できる体制の整備を推進します。	建築局公共建築部 住宅計画課
8. 被災者生活再建支援金を支給する市町村への支援 住宅全壊被害が 10 世帯未満の市町村における被災世帯など、被災者生活再建支援法による支援の対象とならない世帯の生活再建に資するため、市町村が当該世帯に支援金を支給する事業に対し、愛知県被災者生活再建事業費補助金により、その経費の助成を行います。	防災安全局防災部 災害対策課
9. 災害弔慰金等の支給に関する審査会等の設置★ 市町村職員等に対する研修を通して、災害弔慰金等の支給に関する審査会等について周知し、市町村における審査会等の設置を働きかけます。	福祉局福祉部 地域福祉課

10. 生活相談対応の充実 災害時の県民相談の迅速・的確な運営を確保するため、大規模災害時における県民相談の充実を図るとともに、県民相談チーム運用訓練による職員の防災能力の向上を図ります。	県民文化局 県民生活部 県民生活課 防災安全局防災部 災害対策課
11. 災害に便乗した悪質商法等に関する注意喚起の実施 県消費生活総合センター等に寄せられた相談情報をもとに、災害に関連した消費者トラブルを取りまとめ、手口や対処法について、注意喚起情報（「あいちクリオ通信」等）を発信します。	県民文化局 県民生活部 県民生活課
12. 災害ケースマネジメントの普及★ 地方公共団体職員、福祉関係者、NPO 等各専門的な知識を有する幅広い関係者と連携し、災害ケースマネジメントの普及を図ります。	防災安全局防災部 災害対策課
13. 被災地における教育の支援★ 文部科学省が構築を目指す、被災地における学びを確保するための教職員等の派遣の枠組み（被災地学び支援派遣等枠組み（D-EST））を踏まえた応援教職員等の派遣体制づくりを進めるとともに、本県における学校支援チームの設置について、国や他の都道府県の情報を収集し、あり方を研究・検討し、被災地における教育の支援を図ります。	教育委員会管理部 総務課
14. 災害時における被災者の移動手段の確保 移動手段を失った被災者等に対して、協定を活用した車両の確保を行うなど、災害時における被災者の移動手段を確保をします。	防災安全局防災部 災害対策課
15. 地震保険への加入促進 地震保険は、被災者が住宅再建する際の有効な手段の一つとなるため、被災した場合でも、一定の保証が得られるよう、その制度の普及及び県民の地震保険・共済への加入の促進を行います。	防災安全局防災部 防災危機管理課
16. 地籍整備の推進 被災後の迅速な復旧・復興を図るため、地籍整備を推進します。 ●新規又は再開の地籍調査実施市町村数の増加 2 市町村増加／年	関係局課室 都市・交通局 都市基盤部 都市計画課
17. 所有者不明土地への対策 中部地区土地政策推進連携協議会等の場を通じて、市町村等に対して、改正所有者不明土地法に基づく制度の周知を行い、所有者不明土地対策計画作成制度等の活用を促進します。	都市・交通局 都市基盤部 都市計画課

(6-5) 広域・長期にわたる浸水対策

<アクション項目>

〔担当部局課室等〕

1. 地盤沈下防止対策の推進 工業用水法及び県民の生活環境の保全等に関する条例により、地下水採取の規制指導を行うとともに、地盤沈下状況の調査・観測などの「濃尾平野地盤沈下防止等対策要綱」に基づく施策を推進します。 ●尾張地域の地下水揚水量 49 万 m³/日以下	環境局環境政策部 水大気環境課 生活環境地盤対策室
2. 可搬式応急ポンプの更新整備 地震等による浸水や異常湧水等に対応するため、非常排水、非常給水用に貸し出す可搬式応急ポンプ及び発電機の更新整備を行います。 ●可搬式応急ポンプ及び発電機の更新整備 55 台	農林基盤局農地部 農地整備課

(6-6) 文化財の保護

<アクション項目>

〔担当部局課室等〕

1. 文化財レスキュー台帳の更新 文化財レスキュー台帳の整備・充実を図ります。	県民文化局文化部 文化芸術課 文化財室
2. 文化財の耐震化等の促進 県内の指定文化財・登録文化財（建造物）の耐震予備診断（旧所有者耐震診断）を促進します。	県民文化局文化部 文化芸術課 文化財室

対策の柱7 人材育成・連携・新技術の活用によって地域防災力を高める

計画における全ての対策目標に跨る県の取組です。

リスクコミュニケーション、人材育成、老朽化対策、産学官民・広域連携、デジタル活用など、地域防災力を高める取組を実施します。

(7-1) リスクコミュニケーション

<アクション項目>

[担当部局課室等]

1. 防災協働社会の推進 あいち防災協働社会推進協議会を通じ、防災協働社会を形成するための取組を推進します。	防災安全局防災部 防災危機管理課
2. アクションプランの普及・啓発を通じた各主体の取組の促進 本県の取組とともに、県内市町村、各家庭や事業者など様々な主体による防災対策の推進を図るため、あいち防災アクションプランの普及・啓発を促進します。	防災安全局防災部 防災危機管理課
3. 県民の防災意識の向上 県政お届け講座、愛知県防災安全局 X、愛知県防災 Web、防災・減災備 L 診断 Web サイト、防災・減災に関するパンフレット配布の実施・運営などにより、防災情報の発信を行い、県民の防災意識を高め、災害への備えを促進します。	防災安全局防災部 防災危機管理課
4. 全庁的な防災教育啓発事業の共有 各局の防災教育啓発事業の情報を共有し、庁内で連携して防災教育啓発に取り組むため、防災教育啓発担当者会議を開催します。	防災安全局防災部 防災危機管理課
5. アクションプランのフォローアップ 計画の進捗の確認、対策の充実、各アクションの実効性の強化等、本県の地震防災における課題等について継続的に総括的な検討を行い、計画の推進を図ります。	防災安全局防災部 防災危機管理課
6. 防災対策推進条例（仮称）の制定 近年増加する台風の大型化、局地的豪雨等の気候変動への対応を計画的に推進するため、愛知県地震防災推進条例を見直し、風水害対策も対象に加えた総合的な防災条例に改正します。	防災安全局防災部 防災危機管理課
7. 水素なまず号（燃料電池地震体験車）等による啓発の実施 地震体験車を活用し、県民の防災に関する普及啓発活動を実施します。 ●体験者 50,000 人程度／年	防災安全局防災部 防災危機管理課

8. 防災教育センターの充実強化 県民に対する防災教育施設でもある防災教育センターについて、今後整備する愛知県基幹的広域防災拠点への移設を視野に、センター機能の充実強化を図ります。	防災安全局防災部 防災危機管理課
9. 防災マニュアルの充実 学校設置地域のハザードや南海トラフ地震などを想定し、特別支援学校の実情に応じた防災マニュアルの作成を推進します。	教育委員会教育部 特別支援教育課
10. 学校教育における学校安全推進体制の構築 モデル地域の防災等学校安全の組織的取組と外部専門家の活用を進めるとともに、学校間の連携を促進する取組を支援し、学校種・地域の特性に応じた地域全体での学校安全推進体制の構築を図ります。	教育委員会教育部 保健体育課
11. 防災教育参考資料の見直し・活用 「あいちの学校安全マニュアル」について、必要に応じて見直しを行い、防災教育を推進します。 ●防災訓練を複数回実施している公立学校 95.2%(2021)→100%	教育委員会教育部 保健体育課
12. 私立学校における防災教育の取組の支援 各私立学校（高校・中等教育学校・中学校）における防災教育の取組を支援します。	県民文化局 県民生活部 学事振興課 私学振興室
13. 少年消防クラブ員の育成 少年消防クラブ員に対する消防学校 1 日入校体験・防火作品展・クラブ表彰等の事業を通して、クラブ員の防火意識の向上を図ります。 ●消防学校 1 日入校者数 900 人程度／年 ●防火作品応募数 10,000 点／年	防災安全局防災部 消防保安課
14. 職員の地域防災活動状況の調査 毎年度、職員の地域防災活動（消防団等）への参加状況について確認し、職員の地域防災活動への参加を促進します。	防災安全局防災部 消防保安課
15. 防災まちづくりの啓発活動の推進 市町村や大学、関係団体と連携し、地震時の被害を減少させる防災まちづくりを促進するための啓発活動を行います。 防災・減災カレッジのカリキュラムにおいて、災害時のライフラインや地区防災計画の策定等に関する講義を行い、災害に強いまちづくりについて県民に理解してもらう機会を設けます。	防災安全局防災部 防災危機管理課 建築局公共建築部 住宅計画課

16. 自主防災組織の活動の活性化 優良な自主防災組織の表彰を行うとともに、防災・減災カレッジ等で自主防災組織の認知率を上げます。また、自主防災組織リーダー研修会を実施するなど、自主防災組織の活動を活性化します。 ●自主防災組織による活動カバー率 95.2%(2023)→100%	防災安全局防災部 防災危機管理課 災害対策課
17. 国、県、市町村、防災関係機関、県民の連携による防災訓練の実施 防災関係機関相互の連携協力体制を確立し、災害応急対策の迅速化、的確化を図るとともに、地域住民の防災意識の高揚を図る総合防災訓練を、毎年の防災週間を中心とした期間に実施します。また、地域の防災力の向上を図るため、市町村における地震想定での防災訓練の実施を促進します。	防災安全局防災部 災害対策課
18. 地震・風水害に係るハザードマップ作成・更新等の支援 地域住民の浸水・津波避難意識の向上を図り、災害の際には迅速に避難できるようにするため、地震・風水害に係るハザードマップ作成・更新等を支援します。 ●震度分布、液状化ハザードマップ 作成・更新等 54 市町村 ●津波ハザードマップ 作成・更新等 対象 27 市町村 ●洪水、高潮ハザードマップ 作成・更新等 対象 34 市町村 ●土砂災害ハザードマップ 作成・更新等 対象 37 市町村	防災安全局防災部 災害対策課
19. マイ・ハザードマップの普及促進 風水害により発生する土砂災害による人的被害を防止するため、マイ・ハザードマップの普及促進を行います。 ●校区内に土砂災害警戒区域が多くある小学校で講座開催 0 校(2024)→103 校	建設局 砂防課
20. みずから守るプログラムの推進 地域住民による手作りハザードマップ作成や大雨行動訓練を支援し、水害の際に自主的に命を守る行動ができる住民層を育みます。	建設局 河川課
21. 南海トラフ地震に係る地震被害予測調査の実施 本県における地震防災対策の基礎資料とするため、南海トラフ地震被害予測調査を実施します。	防災安全局防災部 防災危機管理課
22. 震度観測・調査の実施 震度観測ネットワークにより県内各地で観測されたデータを基に、毎年の地震の発生状況等についての分析を継続的にを行います。	防災安全局防災部 防災危機管理課

23. 活断層に関する情報提供の実施 愛知県内の活断層について県民に広く周知するため、「愛知県内活断層図」を作成し、ウェブページに掲載します。 また、国による活断層長期評価が早期に実施されるよう働きかけを行い、その結果が公表された場合は、県民にその内容を周知します。	防災安全局防災部 防災危機管理課
24. 災害教訓の伝承 歴史的な災害記録についての情報を、地域や学校などで学べるよう啓発し、災害教訓の伝承を図ります。	防災安全局防災部 防災危機管理課

(7-2) 人材育成

<アクション項目>

[担当部局課室等]

1. 県職員への防災人材育成プログラムの実施 県職員に対する防災研修を体系的なプログラムで実施し、職員の防災意識の高揚及び災害対応能力の向上を図ります。	防災安全局防災部 防災危機管理課 災害対策課
2. 市町村の防災部門職員に対する防災専門研修の実施 市町村の防災関係職員に対して、災害救助法などに基づく各種制度の理解を促進するため、専門的な説明会や研修会等を実施します。	防災安全局防災部 災害対策課
3. 災害マネジメント総括支援員の育成による体制強化★ 応急対策職員派遣制度に基づく災害マネジメント総括支援員及び支援員の育成等により、体制の強化を図ります。	防災安全局防災部 災害対策課
4. 災害対応能力強化のための実践的な防災訓練の実施 実践的かつ様々な方法を取り入れた図上訓練（ロールプレイング型、討議型、市町村防災職員対象型等）を反復継続して実施し、検証を行い、災害対応能力を強化します。	防災安全局防災部 災害対策課
5. 市町村幹部職員危機管理研修会の開催 市町村防災を担当する幹部職員が業務の参考とするための危機管理研修会を開催します。	防災安全局防災部 災害対策課
6. 防災情報システムの運用 災害時に迅速かつ的確な災害情報の収集等が可能となるよう、システム研修等を実施します。	防災安全局防災部 災害対策課
7. 教員の防災教育指導力の向上 初任者に対する校内研修や 2 年目教員の研修の中に、防災についての内容を取り入れ、実施することで、防災教育指導力の向上を図ります。	教育委員会教育部 高等学校教育課

8. 教職員研修の実施 各特別支援学校において、防災に対する意識をより高めるための情報提供の仕組みを作り、教職員研修の中に体系的な防災研修を導入することで、各教職員の意識の向上を図ります。	教育委員会教育部 特別支援教育課
9. 防災教育指導者研修会等の実施 学校の防災力を強化するため、防災に関する講義や学校における取組発表など、防災教育指導者研修の内容の充実を図ります。 学校防災に関する知識と理解を深めるため、経験の浅い教員に対し研修を実施し、各教員の意識と指導力の向上を図ります。 学校防災の重要性の認識を深めるため、学校の管理職に対し研修等を実施し、防災教育及び防災管理の充実を図ります。 ●防災教育指導者の養成 450 人／年	教育委員会教育部 保健体育課
10. 防災・減災カレッジの開催等による防災人材の育成及び資質の維持・向上 地域の防災人材の育成のため、地域連携による防災・減災カレッジを開催します。 また、防災・減災カレッジの修了後に家庭や地域で自主的な防災・減災の取組を実践した者を「あいち防災人材」として認証し、積極的な防災・減災活動の実践を促します。 ●防災・減災カレッジ「地域防災コース」の受講者数 80 人程度／年	防災安全局防災部 防災危機管理課
11. 県立高校における防災人材育成の推進 高校生防災セミナーを実施し、学校や地域の防災力向上に貢献できる若き防災リーダーの育成を図ります。 ●高校生防災リーダーの育成 200 人程度／年	防災安全局防災部 防災危機管理課 教育委員会教育部 保健体育課
12. 防災ボランティアコーディネーターのフォローアップ 市町村や他のボランティア団体と連携しながら、防災ボランティアコーディネーターのフォローアップを実施し、養成に努めます。 ●防災ボランティアコーディネーター講座の受講者数 300 人程度／年	防災安全局防災部 防災危機管理課
13. 風水害対策に係る研修の実施 研修資料「みんなで『逃げ遅れゼロ！』を目指す研修運営マニュアル」を市町村防災担当職員向けに説明し、市町村職員による自主防災組織などに対する研修を支援します。	防災安全局防災部 防災危機管理課

(7-3) 老朽化対策

<アクション項目>

[担当部局課室等]

1. インフラの長寿命化計画等に基づく老朽化対策の推進 インフラ施設が災害時において機能するよう、長寿命化計画等に基づくメンテナンスを推進します。(道路、下水道、河川、海岸、砂防、都市公園、港湾、漁港、空港)	建設局土木部 建設企画課
2. (昭和 55 年以前建設の) 公営住宅の整備の推進 昭和 55 年以前建設の公営住宅の建替工事及び長寿命化改善工事を実施します。 ●県営住宅の建替：6,900 戸 [2020～2029] ●県営住宅の長寿命化型の改善：4,000 戸 [2020～2029]	建築局公共建築部 公営住宅課

(7-4) 産学官民・広域連携

<アクション項目>

[担当部局課室等]

1. 近隣県との広域的な連携体制の強化 中部 9 県 1 市の「災害時の応援等に関する協定」に基づき、各災害対応の検証、受援・応援時の課題などを共有することで、広域的な連携体制の強化を図ります。	防災安全局防災部 災害対策課
2. 広域的な応援体制の充実 広域連携・支援体制の確立のため、広域連携の取組を推進します。	防災安全局防災部 災害対策課
3. 産学官連携による防災人材の育成 あいち・なごや強靱化共創センターにおいて、本県の防災対策に関する課題の解決に向けた調査・研究を行い、関連する講座を開催します。	防災安全局防災部 防災危機管理課
4. 大学・研究機関と連携した防災対策の推進 国の動きや最新の調査・研究の成果を常に把握しながら、大学・研究機関と連携し、防災対策の推進を図ります。	防災安全局防災部 防災危機管理課
5. 南海トラフ地震の関係都府県市との連携の推進 防災・危機管理に関する連絡会及び協議会等に参加することにより、関係都府県市との連携を密なものにするともに、様々な課題について情報収集、情報交換を行い、相互の認識の共有化を図ります。	防災安全局防災部 災害対策課

(7-5) デジタル活用等

<アクション項目>

(担当部局課室等)

1. デジタル技術を活用した災害対応力の向上 災害情報収集にあたって、GIS（地理情報システム）やドローンを始めとしたデジタル技術を活用したシステムを導入し、災害対応における機動性や確実性の強化を図ります。	建設局土木部 建設企画課
2. 災害対策用ドローンの社会実装に係る取組の推進★ あいちモビリティイノベーションプロジェクト「空と道がつながる愛知モデル 2030」を推進し、災害対策用ドローンの社会実装に係る検討を行うとともに、市町村のドローン整備や操縦者育成の支援等を行い、災害対策用ドローンの社会実装に係る取組を推進します。	防災安全局防災部 防災危機管理課 災害対策課 経済産業局産業部 産業振興課 次世代産業室
3. 災害対策用ドローンを活用した防災対策の推進 警察、中部地方整備局、第四管区海上保安本部、陸上自衛隊第10師団などとの協定に基づき、各機関が所有するドローンなどの映像情報を災害時に共有します。 また、訓練において、ドローンによる情報収集・支援物資の搬送を想定した訓練などを実施します。	防災安全局防災部 災害対策課
4. 河川管理情報のデジタル化の推進 県管理河川における河川管理情報のデジタル化を推進します。	建設局 河川課

あいち防災アクションプラン

2025年3月策定

愛 知 県

〒460-8501

名古屋市中区三の丸三丁目1番2号

電話 052-961-2111（代表）

